

○指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十八号）
新旧対照表（第六条関係）

改正案	現行
<p>目次 第一章から第五章（略） 第六章 雑則（第五十六条・第五十七条） 第一条・第二条（略） （基本方針） 第三条（略） 2・3（略） 4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>第四条 指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 医師及び薬剤師 それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上 二～四（略）</p>	<p>目次 第一章から第五章（略） 第六章 雑則（第五十六条） 第一条・第二条（略） （基本方針） 第三条（略） 2・3（略） 4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行わなければならない。 （新設）</p> <p>第四条 指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上 二～四（略）</p>

五 栄養士又は管理栄養士 療養病床が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上

六 (略)

2 (略)

3 指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟（以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。）を有する病院（以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。）であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 医師及び薬剤師 一それぞれ医療法上必要とされる数以上
二 五 (略)

六 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、

一以上

七 (略)

4・5 (略)

6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第一項第六号及び第三項第七号の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が百又はその端数を増すごとに一とする。

7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができ、入院患者の処遇に支障がない。ただし、規則で定める介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(新設)

五 (略)

2 (略)

3 指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟（以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。）を有する病院（以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。）であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 医師、薬剤師及び栄養士 一それぞれ医療法上必要とされる数以上
二 五 (略)

(新設)

六 (略)

4・5 (略)

6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第一項第五号及び第三項第六号の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が百又はその端数を増すごとに一とする。

7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができ、入院患者の処遇に支障がない。ただし、規則で定める介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

8 第一項第六号、第三項第七号及び第六項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。

9・10 (略)

(施設サービス計画の作成等)

第十八条 (略)

2～5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、入院患者又はその家族（以下この項において「入院患者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～13 (略)

(栄養管理)

第二十条の二 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第二十条の三 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的

8 第一項第五号、第三項第六号及び第六項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。

9・10 (略)

(施設サービス計画の作成等)

第十八条 (略)

2～5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議

をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～13 (略)

(新設)

(新設)

に行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び機能回復に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第二十八条の二 指定介護療養型医療施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び機能回復に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。

(新設)

(新設)

(非常災害対策)

第三十条 (略)

2・3 (略)

4 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たつて地域の自主防災組織及び近隣住民の参加が得られるよう連携するなど、災害時における入院患者等の安全確保のための協力体制を確立するよう努めなければならない。

5 (略)

(揭示)

第三十三条 (略)

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(虐待の防止)

第三十八条の二 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

(基本方針)

第四十三条 (略)

2 (略)

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保

(非常災害対策)

第三十条 (略)

2・3 (略)

4 指定介護療養型医療施設は、地域の自主防災組織及び近隣住民と連携し、災害時における入院患者等の安全確保のための協力体制の確立に努めなければならない。

5 (略)

(揭示)

第三十三条 (略)

(新設)

(新設)

(基本方針)

第四十三条 (略)

2 (略)

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行わなければならない。

(新設)

険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四十四条 (略)

2 前項のユニットの病室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- 一 (略)
- 二 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、一のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

三 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、第一号ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(削る)

(削る)

四 (略)

3 前項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設の設備の基準は、規則で定める。

4 (略)

第四十五条 (略)

- 2 前項のユニットの病室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。
- 一 (略)
- 二 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの

第四十四条 (略)

2 前項のユニットの病室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- 一 (略)
- 二 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね十人以下としなければならない。

三 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

イ 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、第一号ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。

ロ ユニットに属さない病室をユニットの病室として改修したものについては、病室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入院患者相互間の視線の遮断を確保すること。

四 (略)

3 前項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設の設備の基準は、規則で定める。

4 (略)

第四十五条 (略)

- 2 前項のユニットの病室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。
- 一 (略)
- 二 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの

共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、一のユニットの入
院患者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超
えないものとする。

三 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。
ただし、第一号ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メー
トル以上とすること。

(削る)

(削る)

四 (略)

3 前項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設の
設備の基準は、規則で定める。

4 (略)

第四十六条 (略)

2 前項のユニットの病室は、次に掲げる基準を満たさなければならな
い。

一 (略)

二 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの
共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、一のユニットの入
院患者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超え
ないものとする。

三 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。
ただし、第一号ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メー
トル以上とすること。

(削る)

共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、一のユニットの入
院患者の定員は、おおむね十人以下としなければならない。

三 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

イ 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、第一号ただし
書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とする
こと。

ロ ユニットに属さない病室をユニットの病室として改修したもの
については、病室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる
場合は、入院患者相互間の視線の遮断を確保すること。

四 (略)

3 前項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設の
設備の基準は、規則で定める。

4 (略)

第四十六条 (略)

2 前項のユニットの病室は、次に掲げる基準を満たさなければならな
い。

一 (略)

二 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの
共同生活室に近接して一体的に設けるとともに、一のユニットの入
院患者の定員は、おおむね十人以下としなければならない。

三 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

イ 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、第一号ただし

(削る)

四 (略)

3 前項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設の設備の基準は、規則で定める。

4 (略)

(勤務体制の確保等)

第五十三条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び機能回復に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスを提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第五十五条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十八条から第二十条の三まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条の二及び第

書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。

ロ ユニットに属さない病室をユニットの病室として改修したものに ついては、病室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入院患者相互間の視線の遮断を確保すること。

四 (略)

3 前項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設の設備の基準は、規則で定める。

4 (略)

(勤務体制の確保等)

第五十三条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び機能回復に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。

(新設)

(準用)

第五十五条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十八条から第二十条の三まで、第二十四条から第二十六条まで、及び第

三十条から第四十一条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第八条中「第二十七条に規定する運営規程」とあるのは「第五十二条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十六条第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第五十六条 指定介護療養型医療施設及び**従業者**は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるもの(第十一条第一項(第五十五条において準用する場合を含む。))及び第十四条第一項(第五十五条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護療養型医療施設及び**従業者**は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、**当該交付等の相手方の承諾を得て**、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(委任)

第五十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

三十条から第四十一条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第八条中「第二十七条に規定する運営規程」とあるのは「第五十二条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十六条第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と読み替えるものとする。

(新設)

第五十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第五十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

<p>附 則</p> <p>6 療養病床を有する病院（平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設については、令和六年 三月三十一日までの間は、第四条第一項第二号中「六」とあるのは「八」と、同項第三号中「六」とあるのは「四」とする。</p> <p>7 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、令和六年 三月三十一日までの間は、第四条第三項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>一 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上</p> <p>二 五（略）</p> <p>六 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、</p> <p>一 以上</p> <p>七（略）</p>	<p>附 則</p> <p>6 療養病床を有する病院（平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設については、平成三十六年三月三十一日までの間は、第四条第一項第二号中「六」とあるのは「八」と、同項第三号中「六」とあるのは「四」とする。</p> <p>7 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、平成三十六年三月三十一日までの間は、第四条第三項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>一 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上</p> <p>二 五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>六（略）</p>
--	---